

入 札 説 明 書

この入札説明書は、白河実業高等学校精密機器移設業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

公告に示すとおり。なお、業務内容等については、「白河実業高等学校精密機器移設業務委託仕様書」のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式。以下「確認申請書」という。）に次の書類を添付し、令和6年10月23日（水）午後4時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）に5（1）に示す場所に提出し、当該資格について福島県立白河実業高等学校長の確認を受けること。

入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）により令和6年10月28日（月）までに通知する。

なお、期日までに確認申請書を提出しなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

（1）暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第2号様式）

（2）福島県に本店、支店又は営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本等）など。ただし、発行後3か月以内のもの。（コピー可）

（3）作業の実施体制及び実績について（第3号様式）

（4）（3）の添付書類として、過去5年以内に、本公告の仕様に合致した業務又はこれと同等の業務を履行した実績を証明するもの（契約書の写し又は発注機関が発行した実績証明等、発注機関・業務内容・業務機関・契約金額等が明示されているもの。）。なお、同等の業務とは、精密機器の取扱いについては、仕様書のA又はBランク製品の取扱い業務とし、運搬については、3階建て以上の建物で、仕様を示す履行場所と同規模の建物の業務とする。

4 入札説明会

実施しない。ただし、現地確認等を希望する場合は下記5（1）に記載の連絡先に事前に連絡・調整のうえ、学校長の指定日時に行うものとする。

5 契約条項を示す場所等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 961-0822 福島県白河市瀬戸原6-1

福島県立白河実業高等学校 事務室

電話 0248-24-1176 FAX0248-24-2781

（2）入札及び開札の日時及び場所

令和6年10月31日（木）午前10時00分から

福島県立白河実業高等学校 会議室（福島県白河市瀬戸原6-1）

6 入札書の提出方法

（1）入札書は、指定のもの（第5号様式）を使用することとし、下記の方法により5（2）に示す日時及び場所へ持参により提出すること。

（2）入札書に添付する書類

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し

イ 委任状（第6号様式）※入札に代理人が出席する場合に必要

(3) 入札書の必要記載事項

入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を令和6年10月23日（水）午後4時までに5（1）に示す場所に提出すること。なお、保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。

【入札保証金納付免除関係書類】

ア 入札保証金納付免除申請書（第7号様式）

イ 履行実績証明書（第8号様式）※必要がある場合に提出する。

(5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札の方法及び開札等

(1) 開札は、5（2）に示す日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し

イ 委任状（第6号様式）※入札に代理人が出席する場合

(3) 入札保証金を納付した者は、その領収書を提出すること。

(4) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

(6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

(7) 前号においても落札者が決定しないときは、随意契約に移行する。その際は見積書（第5号様式）に必要事項を記載して提出すること。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立白河実業高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第9号様式）により、令和6年10月18日（金）午後4時までに5（1）に説明を求めることができる。回答は、軽微なものを除き、令和6年10月21日（月）までに、福島県立白河実業高等学校ホームページに回答書（第9号様式）を掲載することにより行う。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。

(3) 入札者は代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

- (4) 郵便による入札は認めない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 入札会場には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 入札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、入札会場に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

1 1 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1 2 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 3の入札参加資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 記名押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び事務担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む。）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 郵便による入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

1 3 落札者の決定方法

- (1) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

1 4 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払いを保証したものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券又は、財務規則第228条第2項2号の保証を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

1.5 契約書等の作成

- (1) 委託契約書（別紙1。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に異議がなければ記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日までとする。）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、(1)に定める期日までに契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1.6 契約条項は、本公告で示した別添契約書（案）の記載の内容とし、記載ないものについては福島県財務規則の規定に従うものとする。

1.7 本契約に関する事務を担当する部署 5（1）に同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 （ 省 略 ）

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7) から (18) まで （ 省 略 ）